

資料（3）

教育課程特例校（英語特区）について

○これまでの経緯

都留文科大学附属小学校は、英語教育において平成22年度より「放課後英語教室」を実施し、その取り組みを更に発展させるため、平成27年度より都留文科大学上原教授に助言、指導をいたくなかで教育課程特例校の指定を受け、学習指導要領等によらない学校又は地域の特徴を生かした特別な教育課程を編成し英語教育を進めてきた。

小学校1・2年生は週あたりの授業時数を1時間増やし、年間 35 時間英語科を設置、小学校3・4年生は週当たり1時間の外国語活動を英語科に振り替え年間 35 時間、小学校5・6年生は昨年度まで総合の時間を 1 時間英語科に振り替え年間 70 時間実施している。

また、専任の 英語指導助手 (ALT) を配置し、小学校 1 年生から英語活動に触れることができ、授業だけでなく学校生活において交流の時間があるため、英語力と国際力が培われており、新学習指導要領の改正により他の学校でも英語による授業がスタートしたが、他校との差別化を図っている。

現在、令和2年度末に教育課程特例校（英語特区）の期間が満了するため、引き続き継続するための申請を行っている。

（参考1）

新学習指導要領による授業時数

区 分	小1	小2	小3	小4	小5	小6
外国語					70	70
外国語活動			35	35		

教育課程特例校（都留文科大学附属小学校）による授業時数

区 分	小1	小2	小3	小4	小5	小6
外国語	35	35	35	35	70	70
外国語活動						

※小学校1、2年生から外国語（英語）に触れられることは学校の魅力となっている。

○特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性について

特例校に指定された6年間について、教育現場ではカリキュラム等で負担となることが多いにもかかわらず、教員たちは、児童にとってとてもよいことであり継続していきたいとの声が上がっている。また、児童は専任の英語指導助手（ALT）がいるため、日常生活において外国人とコミュニケーションを図ることが可能であり、外国人を目の前にしても物怖じしない。

また、小規模校であるが、都留文科大学と連携を図ることにより特色ある学校づくりに取り組んできている。大学生による学習支援活動や外国人留学生の学校受入れ等により、大学生や大学教員、外国人留学生たちと児童が自然に関わっている環境にある。小規模校では、限界がある児童のコミュニケーションに大きな広がりを与え、英語だけでなく、多種多様な国々の外国文化の受け入れにより柔軟な児童に育つよう、特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある。

○今後の方向性

令和2年度より新学習指導要領の改正があり、英語特区としての特長を生かした学校運営を都留文科大学との連携を強化するなか進めていく。

全児童が大学を訪れ、英語を交流のためのツールとして英語圏以外も含めた外国人留学生と交流する活動やネイティブな大学教員の授業を受ける機会を設ける。

また、外国文化に触れて国際交流の基礎を培い、汎用的な英語コミュニケーションへの意欲を持ちながら、中学校の学習に入っていく児童を育成する。

英語指導助手（ALT）については、引き続き専任を配置し、さらに専科教員を部分的に配置し英語教育を進めていく。

